

船舶事故調査報告書

平成29年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成29年1月31日 08時30分ごろ
発生場所	千葉県木更津港 木更津港防波堤西灯台から真方位107° 1.4海里付近 （概位 北緯35° 22.2′ 東経139° 53.3′）
事故の概要	石材運搬船第六十三幸栄丸は、着岸作業中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	平成29年5月15日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	石材運搬船 第六十三幸栄丸、748トン
船舶番号、船舶所有者等	134546、JAPAN-SHIP 株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 なし 岸壁 ビット1個及び縁石2か所に破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 7、視界 良好 海象：波高 約0.5m 木更津市には、平成29年1月29日20時20分に強風注意報及び波浪注意報が発表されており、本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、砂約2,000tを積載し、着岸作業中、約3ノットの対地速力で岸壁との距離が約100mとなった頃、右舷錨を投下して錨鎖を約6節まで伸出した後、岸壁との距離が約10mとなった際、前進行きあしを制御しようと機関を後進にかけたが、左舷錨が岸壁に衝突した。
分析	本船は、着岸作業中、風力7の風を船尾方から受ける状況下、岸壁との距離が約10mとなった際、機関を後進にかけたものの、前進行きあしを制御できなかったことから、左舷錨が岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、着岸作業中、風力7の風を船尾方から受ける状況下、岸壁との距離が約10mとなった際、機関を後進にかけたものの、前進行きあしを制御できなかったため、左舷錨が岸壁に衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・強風下の着岸作業は、風圧力の影響を十分に考慮して操船すること。